

金沢市異業種新規農業参入支援事業実施要綱

(平成17年4月1日決裁)

改正 平成19年4月1日決裁

平成20年4月1日決裁

平成21年4月1日決裁

平成21年10月26日決裁

平成24年4月1日決裁

平成25年4月1日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、本市の農業振興地域の遊休農地又は放置竹林（以下「遊休農地等」という。）を活用して当該地域の農業に参入する団体（農業を営むことを主たる目的とする団体を除く。以下「農業参入団体」という。）に対し、補助金の交付等の支援を行うことにより、農業振興地域における農業の担い手の育成及び遊休農地等の解消を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業振興地域 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年律第58号）第6条第1項の規定により指定された本市の地域をいう。
- (2) 遊休農地 過去1年以上引き続いて農作物が栽培されず、かつ、草刈り、荒起こし等の管理が行われていない状態の農地及び近年中に当該状態になるおそれがあると市長が認める農地をいう。
- (3) 放置竹林 過去1年以上引き続いてタケノコが栽培されず、かつ、伐採、除草等の管理が行われていない状態の竹林及び近年中に当該状態になるおそれがあると市長が認める竹林をいう。
- (4) 平坦地域 農業振興地域のうち、中山間地域（農林業等に関する補助金交付規則（昭和32年規則第31号）別表の備考に規定する山間地をいう。）以外の地域をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、農業振興地域の同一地区における10アール以上の遊休農地等について、5年以上の賃借権等を設定し、所有権の移転を受け、又は当該遊休農地等の所有者から作業を受託し、野菜、花きその他市長が別に定める農作物の生産（以下「農作物の生産」という。）のために当該遊休農地等を活用する農業参入団体で、市長が適当と認めるものとする。

（対象者の責務）

第4条 補助金の交付を受けようとする農業参入団体は、地域の農業の活動等に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

（対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、農業振興地域で農作物の生産を行うために必要となる経費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、平坦地域で農作物の生産を行う場合は、第1号及び第4号に掲げる経費とする。

- (1) 土地の賃借料
- (2) 客土、暗きよ整備等の土地基盤整備費
- (3) 伐採、除草等の竹林整備費
- (4) たい肥等の土壌改良資材費
- (5) ビニールハウス等の生産施設整備費
- (6) トラクター等の農業機械整備費

（補助率、限度額等）

第6条 補助金の交付に係る補助率、補助金の額及び対象年度は、次のとおりとする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

区 分	対象年度	補助率	補助金の額
土地の賃借料	5年度まで	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める率とする。 (1) 1年度目 10/10 (2) 2年度目 9/10 (3) 3年度目から5年度	10アール当たり25,000円とし、1年度につき250,000円を限度とする。ただし、1haを限度とする。

		目まで 8/10	
土地基盤整備費	5年度まで。 ただし、1圃場における整備は2年度までとする。	6.5/10	1平方メートル当たり1,200円とし、4,000,000円を限度とする。
竹林整備費	5年度まで	6.5/10	1平方メートル当たり1,200円とし、4,000,000円を限度とする。
土壌改良資材費	5年度まで	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める率とする。 (1) 1年度目 10/10 (2) 2年度目 9/10 (3) 3年度目から5年度目まで 8/10	10アール当たり30,000円とし、1年度につき300,000円を限度とする。
生産施設整備費	5年度まで	13/30	対象年度につき1,820,000円を限度とする。
農業機械整備費	3年度まで	13/30	対象年度につき2,500,000円を限度とする。
備考 この表の年度の起算については、農作物の生産を開始した年度から起算するものとする。			

- 2 前項の規定にかかわらず、建設業新分野進出支援事業費補助金（石川県知事が、建設業新分野進出支援事業費補助金交付要綱に基づき交付する補助金をいう。）の交付を受けるものについては、同項の表土地の賃借料の項及び土壌改良資材費の項中「10/10」とあるのは「1/2」と、「9/10」とあるのは「2/5」と、「8/10」とあるのは「3/10」と、同表生産施設整備費の項及び農業機械整備費の項中「13/30」とあるの

は「1/10」とする。

(補助金の交付の申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、毎年度補助金交付申請書に、生産計画書(様式第1号)及び農業振興地域において5年以上農作物の生産を続ける旨の誓約書(様式第2号)を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、当該補助金の申請に係る農作物の生産について、既に生産計画書を市長に提出している場合は、これらの書類の添付を要しないものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかに交付の可否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けたもの又は補助金の交付を受けたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 非行その他の不正な行為のあったとき。

(3) 補助金の交付を受けてから5年未満の期間で、農作物の栽培を中止したとき。

(4) その他補助金を交付することが不適當であるとき。

(報告)

第9条 補助金の交付を受けたものは、毎年度、農作物の生産の状況について、市長に報告するものとする。

(届出)

第10条 補助金の交付の決定を受けたものは、その構成員の疾病、事故等により農作物の生産が困難になったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成21年4月1日決裁)

改正後の金沢市異業種新規農業参入支援事業実施要綱の規定は、平成21年度分からの補助金について適用する。

附 則 (平成25年4月1日決裁)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の金沢市異業種新規農業参入支援事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に生産計画書及び誓約書を市長に提出する者について適用し、同日前に既に生産計画書及び誓約書を市長に提出している者については、なお従前の例による。

生産計画書

団体名						
所在地						
農業振興地域 において農業 参入をする理 由						
農業振興地域 において農作 物を生産する 農地等	所在地			取得等の方法		
生産農地	区分	地目	現状	目標		
	所有地					
	貸入地					
	作業受託					
組織構成	氏名	役職等	年齢	従事日数	職業	摘要

所有農機具等	名 称	購 入 年	台 数	摘 要	
資 金 調 達	① 自己資金		円		
	② 借入資金		円		
	借入先				
生 産 の 目 標	作 物 名	生 産 目 標 面 積 (a)			
そ の 他					

様式第2号（第7条関係）

誓 約 書

年 月 日

（宛 先）金沢市長

私は、下記の農地において5年以上農作物の生産を続けることを誓約します。

記

- 1 農地所在地
- 2 面 積

住 所

氏 名